# 住宅用火災警報器を設置しましょう

大切な家族の命を守るため
自分の命を守るため
地域の安心・安全を守るため

火事です！！

**住宅火災による死亡事故を防ぐため、消防法と豊岡市火災予防条例により
すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。**

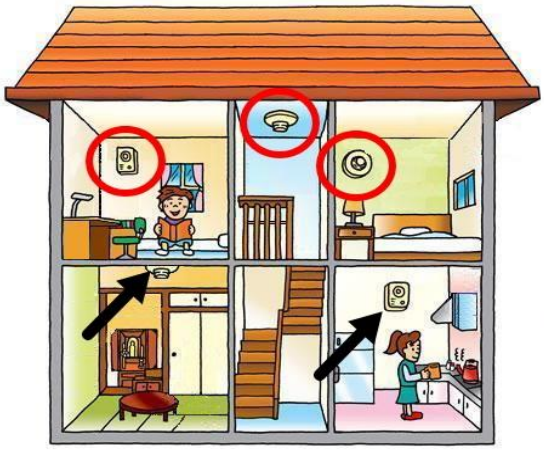

○ **取り付けなければならない所**
**寝室 ・ 階段**

↗ **取り付けることが望ましい所**
**台所 ・ すべての居室**

**基本は「煙式」を設置してください。**
**台所など普段から煙が出やすいところには「熱式」を設置してください。**

**住宅用火災警報器ってなに？**

火災の煙や熱を自動的に感知して音や音声で知らせる機器です。

**どんな種類があるの？**

①煙式と熱式があります。
②天井取り付けタイプと壁掛けタイプがあります。
③電池式とAC電源式があります。
④単体の物と連動型があります。

**どこで買えるの？**

消防用設備取扱店、電気店、電気工事店、ホームセンター、スーパーなどで取り扱っています。

**いくらするの？**

3，000円～10，000円程度
（取付け工事費別　※自分で取り付ける場合は不要です）

購入するときは、品質保証の目安となる「NSマーク」（日本消防検定協会の鑑定合格表示）の付いたものを選びましょう。

裏面もご覧ください

# 住宅用火災警報器を取り付けると

## 火災をいち早く発見できます

火災発生時のうすい煙や炎の熱を自動的に感知するので、いち早く火災に気づくことができます。

## 逃げ遅れを防ぎ、命を守ります

火災で亡くなる人の60%は、火災に気づくのが遅く逃げ遅れたことによるものです。特に、寝ていて気づかないケースがほとんど。火災警報器は、音や音声で火災を知らせます。

## 火災が小さいうちに消火できます

火災を早く発見すれば、消火器や水バケツで消火しやすく、被害を最小限に食い止められます。

## 留守中も安心です

留守中の住宅から聞こえる警報音で、近所の人や通行人が気づいて119番に通報、被害が少なくてすんだ事例もあります。

「火災警報器をつけています」とご近所に声をかけておけば安心です。

※ 爆発火災や危険物などの急激に燃え広がる火災では、火災警報器が作動しても十分な避難時間を得られない場合があります。

## 悪質な訪問販売にご注意！

不適正な価格や強引な販売などを行う業者にご注意ください。また、消防署が、業者に販売を委託したり、消防職員が訪問販売などを行うことはありません。

不審だと感じたら、はっきりと断りましょう。

（火災警報機は、クーリングオフの対象です）

**相談窓口**

但馬生活科学センター

電　話　（23）0999　　FAX　（23）0998

## 自分で取り付けるときは

火災警報機は、自分で取り付けることができますが、常時、煙や熱が発生する場所や器具の近くに取り付けると誤作動の原因になります。また、正しい位置に取り付けないと、正常に感知しない場合があります。

取り付けるときは、取扱店に相談したり、取扱説明書をよく読んで正しく取り付けましょう。

## 母屋と離れに取り付けるときは

母屋と離れに取り付ける場合は「連動型」をお勧めします。

「連動型」は、1つの警報器が火災を感知して作動すると、他の部屋の感知器も電波で作動させて火災を知らせるので、離れた場所の火災発見に有効です。

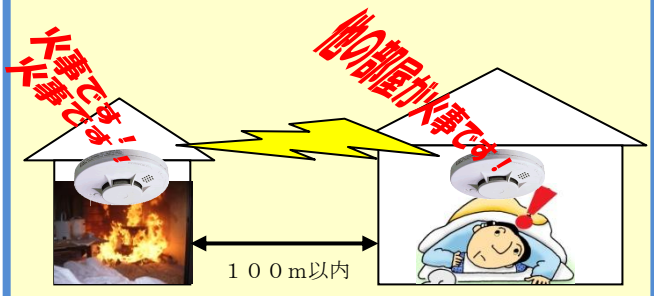


## 都市ガスをご利用のみなさまへ

都市ガス用のガス漏れ警報器には、熱式火災警報器の機能を備えた「複合型」があります。台所に「複合型」を設置されるとさらに安心です。詳しくは、ガス会社にご相談ください。※台所に設置義務はありません。

## 消火器も備えましょう

「早く発見した火災を早く消す」ためにも、消火器も備えましょう。

## 火災警報器に関するご相談とご質問は

**豊岡市消防本部　予防課**

**予防係または指導係　まで**

電話（24）1119　　FAX（24）2119

ホームページもご覧ください

http：／／119．city．toyooka．lg．jp／